

登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託 仕様書

1 委託等名

登別市地域公共交通計画改訂及び実証事業業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務背景・目的

登別市（以下「本市」という。）の地域公共交通を取り巻く情勢は、人口減少、少子高齢化の進展、交通手段の自家用車依存の高まりなど社会情勢の変化に伴う利用者の減少や、慢性的な乗務員不足及び乗務員の高齢化など、極めて厳しい状況にあり、地域公共交通を維持・確保していくためには、交通事業者の経営努力のみならず行政、市民、各種団体、企業等、地域全体が課題をあらためて認識するとともに、地域一体となって利用促進等に取り組むことが必要である。

このような背景のもと、本市における今後の少子高齢化の進展を見据え、より良い公共交通施策の展開に向けて、JR、路線バス、タクシーなど既存交通手段に加え、新たな交通手段の可能性も含めた総合的な交通体系を構築するとともに、市民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させ、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指すことを目的として、「登別市地域公共交通計画」（以下「現計画」という。）を策定し、令和4年度から令和8年度までを計画期間として取組を進めてきたところである。

しかしながら、現計画の策定以降も、人口減少や少子高齢化の進展に伴う路線バスの利用者の減少や路線の減便・廃止、バス事業者等における乗務員不足はますます深刻化しており、現在の公共交通サービスを維持・確保すること自体が喫緊の課題となっている。このことは、市民の通院、買い物、通学などの日常生活に必要な移動の手段を奪うことになりかねず、地域社会の変容、ひいては衰退を招くことが強く危惧される状況である。

このような状況を踏まえ、本業務では、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の枠組みと市内の輸送資源を最大限活用しながら、現計画の基本理念である地域住民をはじめ、観光客等本市への訪問者など誰もが利用しやすく、持続可能な公共交通を実現するため、令和8年度で計画期間の満了を迎える現計画の評価及び見直しを行い、地域の人口動態と公共交通の実態・ニーズ等を総合的に分析し、各地域の特性にあった具体的な移動手段の提案を盛り込むなど現計画を改訂する。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 対象地域

登別市全域

5 委託料上限額

消費税額及び地方消費税額を含む、15,125,000円を上限額とする。

6 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、本仕様書に示す内容を確認し、実施内容について発注者と十分な打合せを行い、策定手順とスケジュールを明確にした業務実施計画書を作成し、発注者の承認を得て事業を実施する。

(2) 現計画の目標達成状況と要因分析

現計画に設定された各目標については、定量的な指標に基づき達成状況と未達成状況を整理する。達成目標については更なる改善点を、未達成目標についてはその要因を分析する。

また、現計画策定時から変化した法制度、物価、社会情勢を考慮し、現計画で設定している目標の妥当性についても検証を行う。

(3) 現況交通実態調査

ア 本市の現状把握

本市の地勢、土地利用、人口、都市施設等について、既存資料等により整理する。

イ 関連計画の収集及び整理

本市の上位・関連計画（登別市総合計画、登別市都市計画マスタープラン、登別市立地適正化計画等）を収集・整理する。

ウ 市内地域公共交通の現状整理

本市の公共交通に関する既往資料を収集し、公共交通の現状を把握する。必要に応じて交通事業者が保有するデータを収集・整理するとともに、関係者へのヒアリングを実施する。

また、ドライバーの高齢化や労働規制の厳格化、物価高など、公共交通の持続可能性を確保するうえで課題となる事項を整理する。

なお、ヒアリング先やヒアリング項目等の具体的な実施内容については、業務受注後に発注者と協議のうえで実施する。

(4) ビッグデータによる移動実態分析

人流ビッグデータを用いて、移動目的別や時間帯別、移動手段別等の移動需要を整理する。

また、移動需要と現況の公共交通ネットワークを対比し、潜在的な移動需要を分析する。

(5) ニーズ把握調査の実施

ア 住民及び観光客（外国人を含む）のニーズ把握調査の実施検討

本市の公共交通利用実態や公共交通に関する利用者ニーズを把握するため、市民及び観光客（外国人を含む）を対象としたアンケート調査を実施する。

なお、調査内容については、市民の移動状況を把握する項目のほか、市内交通に対する満足度等のニーズ把握に係る項目を設定する。なお、調査項目の詳細については、発注者と協議のうえで決定する。

イ 住民及び観光客（外国人を含む）のニーズ把握調査実施準備及び実施

調査計画の立案、調査票の作成、発送・回収、集計・分析は受注者が行うものとするが、被験者の抽出は本市が行う。詳細については、発注者と協議のうえで決定する。

(6) 登別地区における実証実験

ア 事業目的

本実証実験は、最寄りのバス停が周囲 300m 以内になく JR 駅も周囲 1 km 以内に存在しない

など交通結節点等までの距離が長い公共交通が不便な地域において、既存の交通事業者に配慮した実証実験を実施することにより、交通結節点等へのアクセスを補完・強化し、買い物・通院等の生活の足を確保することにより高齢者等の外出機会拡大と生活の質の向上を図り、その利用実績や利用者評価、既存公共交通への影響、事業コスト・採算性等を検証することで、将来的な本格導入や他地域への展開可能性を検討することを目的とする。

イ 基本要件

(ア) 運行車両

受注者が用意すること。ただし、本市が所有するミニバン1台(ハイエース10人乗り)を貸与することが可能(貸与を受ける場合、必要な保険料は本業務金額に含むこと)

(イ) 運賃

原則、有償とする。ただし、有償と同じ効果が得られる場合はこの限りではない
※運賃収入は本業務金額から差し引くこと

(ウ) 運行区域

登別地区(登別本町、登別東町、登別港町)

ウ プロジェクトマネジメント業務

実証実験が円滑に進むよう業務全体の進捗管理を行う。

(ア) 実証実験の進捗管理

契約後から運行開始までの間、市と適宜打合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと

(イ) 地域合意形成に向けた支援

地域住民や関係者に対し、実証実験の説明・協議を円滑に進めるための協議事項の整理や説明資料の作成、説明会等における補足説明、議事録作成等を行うこと

(ウ) 広報活動

実証実験期間中の利用促進のため、チラシ等による広報活動を行うこと

(エ) 効果検証

実証実験の効果を検証するための調査を企画立案し、実施すること

また、効果検証結果を分析し、次年度以降の本格運用の可能性や他地域への展開可能性の検討に向けた課題を取りまとめること

(7) 地域公共交通計画(案)の作成

(2)～(6)の調査結果及び検討結果を踏まえ、地域公共交通計画等の作成と運用の手引き、国土交通省が公表する地域公共交通計画の「アップデートガイドンス」(最新版)及び地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)等の公表資料を参考にし、地域公共交通計画(案)を作成する。

また、作成した地域公共交通計画(案)の内容を基に、パブリックコメントの実施に必要な資料作成を行う。

(8) 協議会の運営支援

地域公共交通計画(案)等の協議に係る登別市地域公共交通活性化協議会の開催にあたり、会議資料作成や会議記録等の運営補助を行う。(会議開催は4回程度を想定)

(9) 打合せ協議

事業を円滑に進めるための打合せ協議を実施する（3回程度を想定）。

なお、事業の特性を踏まえ、打合せ回数については、発注者と協議の上、増加させることも検討し、増加分については、メールや電話、オンライン会議等、状況に応じて適切な手法での実施を検討する。

7 成果品

本業務が完了した時は、次に掲げる成果品を納入するものとする。なお、成果品の原稿は Word、Excel を基本とし、納品後、発注者が修正及び印刷が可能な状態でデータを作成するものとする。

成果品名	数量	備考
登別市地域公共交通計画（電子データ）	1 式	Word、Excel 形式及び PDF 形式
登別市地域公共交通計画（製本）	3 部	加除式ファイル製本（タイトル印字）
各業務項目において作成した根拠資料等	1 式	Word、Excel 形式及び PDF 形式
その他関連資料	1 式	DVD-R 等

8 条件・仕様

(1) 支払条件

契約代金の支払いは、事業完了後の一括払いとする。

委託料は、受注者からの請求をもって支払いを行うものとし、本市は、適法な請求を受理した後、30日以内に支払うものとする。

(2) 提出物の所有権等

本業務等により作成し、本市に提出した成果物の所有権及び著作権は本市に帰属するものとし、本市において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

(3) 受注業務の履行

受注者は、受注業務の履行にあたり、次の事項を厳守する。

ア 受注業務の実施担当者を定め、委託の趣旨に従い、受注者の責任において受注業務を完了させること。

イ 受注業務の担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、直ちにその旨を本市に報告し、臨時担当者の氏名を通知した上で業務を継続すること。

ウ 本業務に係る一切の費用は、受注者の負担とすること。

エ 業務上知り得た情報を漏洩または業務外の目的で使用しないこと。また、個人情報の流出防止に万全を期すこと。

オ 本業務の履行に伴い問題が生じた場合は、その都度、本市と受注者が協議し、解決を図ること。

カ 受注者は、委託業務の実施にあたり本市、交通事業者、地域住民及び関係事業者との信頼関係構築に努め、密に連携を図ること。また、業務遂行に当たっては、学識経験者等、知識と経験を有する者との十分な意見交換を行いながら実施すること。

キ 受注者は、作業の実施に当たっては、本市と連携を密に取り、十分に協議すること。疑義

が生じた場合は、速やかに本市の指示を受けること。

(4) 仕様書の順守

本仕様書及び企画提案書に記載した内容については、誠実に履行すること。

9 問い合わせ先

登別市市民生活部市民協働グループ

住 所：〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電 話：0143-85-2139

E-mail：kyodo@city.noboribetsu.lg.jp